



日中からの暑さが続き、ひどく不快な夜だった。2014年7月22日。一軒のイタリア料理店に向かうため、栄の街路を急ぐ。汗ばむ身体。繁華街のむせ返るような臭い。連日の猛暑にもこの街の活気は衰えることがない。中日ビルの角を曲がり、雑踏を潜り抜けて目当ての店に歩を進める。

「総務部の四人で飲もう」そう誘ってくれたのは当時の名青税会長濱田和希だ。濱田体制における総務担当の副会長だったわたしはその誘いになんの疑いもなかった。部長の濱久人、副部長の宮島富久雄を交えた四人で名青税が取り組む諸課題について話し合う。なんていいながら結局ダラダラ飲む、そんな会を予想していた。

ビルの二階にあるレストランバー。落ち着いた雰囲気を想定しながら足早に階段を駆け上がる。しかし店のドアを開けた瞬間その期待は裏切られる。人でごった返す店内。しかもよく見ると…全員…知ってる人。

「駆された」と気付くのが早いが遅いか、店内は「おめでと～」という喝采に包まれた。壁に貼られた大きな模造紙には「小林弘隆君社行会 小林、全青総務受けるってよ」と書いてある。四人で飲むなんて嘘だったのだ。すべて濱田の策謀。そして眼前にはしてやったりの首謀者の笑顔。体中の汗が冷や汗に変わる。

近畿青税の坂本和穂から全国青税の総務部長を打診されたのはそれより数カ月前だったか。当時、総務部長は会長と同じ単位青税から指名されることが通例だった。近畿出身の会長が名古屋から総務部長を指名することは異例だったといえる。心配がなかったと言えば嘘になるが、熱心に誘ってくれた坂本の気持ちに応えたいという思いの方が大きかったように思う。すでに名青税副会長の任にあったわたしはそのオファーを受けていいかを濱田に尋ねた。濱田は二つ返事で快諾してくれ、そして自分のことのように喜んでくれた。

役員就任は承諾したもの、そこは慎み深いわたしのこと。ひっそりと全国大会に行き、ひっそりと就任するつもりだった。

そんな計画を覆し、かくも盛大な社行会が開催されてしまうとは。会場には現役の会員だけでなく過去の会長、役員、支部の先輩の顔も。ありがたさと申し訳なさがない交ぜになった複雑な心持になる。

社行会には坂本の姿もあった。神戸からわざわざ来てくれたと思うと胸が熱くなる。「名古屋は盛大に祝ってくれるんやね。近畿はこんなことないから羨ましいわ」そういう笑っていたのが懐かしい。参加者一人一人に挨拶をするとだれもが激励の言葉をかけてくれた。その一言一言に全国青税の役員を引き受けることの重大さを噛み締めた夜となった。

全国青税総務部長としての一年は決して平坦な道のりではなかった。様々な困難があったし、気持ちが折れそうになったこともある。しかしそのたびにこの日の夜を思い出した。名古屋青税という、かくも人間臭く、あたたかな組織から送り出されたという誇りがあったからこそ、なんとか乗り切れたのだと思う。

そして今。正会員ではなくあっても、やはりわたしは「青税」なんだろう。往時にしみ込んだ思考方法、行動原理、人間関係、すべてが今の自分の土台となっていることは否定しがたい。この組織の長い歴史の1ページにいられたことの幸福を今ひとたび噛み締め、あの夏の夜のことを懐かしく思い出す。じめついた街の臭いや、濱田のしたり顔とともに。（文中敬称略）

あの日もこれからも



北支部 小林 弘 隆

C O N T E N T S

- | | | | | |
|--------------|----------------------|--------------|--------------|----------------|
| 01-名青税振り返り | 06-夏季懇親会 | 08-税理士職業セミナー | 10-名青税シンポジウム | 12-INFORMATION |
| 02-本会役員との懇談会 | 07-名青税ゴルフコンペ／今年度の研修会 | 09-税法ディベート大会 | 11-新入会員歓迎会 | |

名古屋税理士会役員との懇談会議事録

*文中敬称略

1 電子帳簿保存法施行規則

第2条第2項第3号等における 所謂「ダウンロードの求め」について

名青税 電子帳簿保存法施行規則でいわゆるダウンロードの求めというものがある。こちらについて実務上のところで問題が起きているので、その点について今後どのようにしていくのかを教えていただきたい。先日税務調査においてセキュリティの問題で税務署員の持ってきたUSBメモリをパソコンに挿して欲しくないという関与先があった。どうやってこのデータを持って行くのかという話をしたときに、法人側がこちらでUSBメモリを用意するので、それを使ってデータを税務署側で取り込んでほしいと提案したが、税務署側はそれはできないという回答であった。法人のUSBメモリを税務署のパソコンに挿すことはできないとのこと。お互いがお互いのUSBメモリを挿せないという主張になり、結局税務署が印刷でいいということになり、印刷でデータを持って行った。

電子帳簿保存法に関わらず、今までこういう問題があったと思うが、電子帳簿保存法で電子化された場合に、このやり取りがおそらく増えてくると考えられる。今後税務署員がダウンロードの求めということで、例えばUSBメモリを持ってくるような流れになった場合、そのUSBメモリの安全性の確保という意味でどのような規則やガイドラインができていくのか、それともできないのか。名古屋会から日税連、国税庁に掛け合っていくことが今既に行われているのか行われていないのかを教えていただきたい。

名古屋会 まず、制度部として税務調査のアンケートを取っているが、まだそれが公の問題として出ている事態はない。あるにしてもそれをまだ提言しているところまでは至っていない。電帳法も実際には今まで経過措置の間であり、求めに応じることを拒否はしないけれども、必ずこのようにというところまでは実態が進んでいない。名古屋会として今後局等に話していくなどの対応をしてほしいということは検討していくかとは思うが、まだ具体的ではないというのが現状。今日はせっかくの機会なので、皆さんの経験を聞かせてもらひながら、局との懇談等の際にはこういう事例がある、実際このようなことが懸念されているということを伝えられたらと思っている。皆さんのご意見をもらえるこちらとしてもありがたい。

名青税 今回通達の中では税務職員の求めには全て応じるとある。全て応じられない場合は規定の適用が受けられず、このままガイドライン等もできないとなると、納税者はウイルスやランサムウェア等の業務上の脅威と、加算税や青色の取り消し等の税務上の脅威を天秤

にかけて、どこまで主張するのかの判断を税務調査のときに強いられることになる。我々税理士としても、税務署職員がこれはルールなのでUSBメモリを挿してデータをダウンロードさせてほしいと言うのと、納税者が拒否する中で、我々はどちらにつけばいいのかというのが気になる。納税者のことを考え、これはウイルスの問題があるので挿さないでほしいと税務署に主張したときに、ダウンロードの求めに応じてないということで、青色申告が取り消されたとなると納税者から我々が信頼を失うことになる。ルールなので挿した方がいいと助言して使用されたUSBメモリからウイルスに感染して業務上に大きな問題が出たときに、損害賠償のような責任問題が発生する可能性があると、我々は口が出せなくなってしまう。名古屋会からこれから話してもらえるということなので、納税者も安心してデータを渡せるような仕組みを作ってもらえるとありがたい。

名古屋会 今の段階でダウンロードの求めに応じることと、USBを挿してはいけない問題がまだ別の次元にある。現状としてUSBでないといけないということではなく、ダウンロードの求めに応じてダウンロードしたものを見られればいい。

名青税 どんな形でもダウンロードできれば問題ない。

名古屋会 今の段階ではそのように解釈されている。ただ今後電帳法が進んでいったときに、もしかしたらそういう問題になるかもしれないが、当然にUSBのウイルスの問題という次元ではなくしていくとも聞いてるので、今後そういうことも案内できると思う。

名青税 電子申告のような、国税庁側のサーバーに格納するようなイメージか。

名古屋会 フロッピーディスクだのUSBだのという次元ではない、データというものを考えていると聞いているが、詳細はまだわからない。

名青税 ダウンロードの求め以外にも我々が求めていることは、税務調査のときに同じようなことが起きないようにするにはどうしたらいいかという、税務署の職員が、私達はUSBをこのように扱っているから安全だという統一的な取り扱いがあって、そのことをきちんと説明してもらう、その一つがあるだけですいぶんとこういう事件は減っていくと思う。だからダウンロードの求めに限らずガイドラインが必要かなと思っているのでぜひ検討してほしい。

名古屋会 おそらくではあるが業務対策部等でも今後検討になると思う。

名青税 期待してもいいか。

名古屋会 調査の折に聞いた話によると、税務署員がUSBに落としたものは、守秘義務の点からパスワードか何かが入っていることに



よって、国税局や税務署のコンピューターに落とし込め、それではないものを持っていくと落とし込めない。もう一つ重要なのが、今、署員がそれだけの色々なことを説明するにあたり、SE的な能力がない人が現場にたくさんいるから、なかなかそういう話ができない。だから、広域的なSE的な活動ができる税務署員が今、調査の折についてきているというのが結構あると思う。一人、どこの所轄になるかわからないけれどもついてきて一緒にやっているという状況も垣間見える。そのようなところが今の税務署の状況かなというふうに捉えている。だから皆さんの要望というのは解決していかなければならない大切なところもあるかなと思う。

名古屋会 業務対策部では、電帳法の問題が出てきて実務を考えると色々な問題が広がってくるということで、この2年間で逆に作る側も、出てきた問題を解決するように細かな修正をされていくだろうと考えている。この冬の税制改正大綱の中でも取り上げられるのか待っている状況だ。USBの話は実体験でいくと、税務署側でパソコンを持って来るようと言つて、それに自分で挿して全フォルダを見せるようにと依頼した。まず自分でパソコンを持ってきて自分のUSBに何が入っているか全部見せてくれと。それで安心だったら挿してもいいと。税務署が持ってくるUSBはこういうフォルダが入っていてこういう名前でこういうものが入っていますと言ってそれでOKだったらわかったというのが一番確実かなと。要は安全を証明してもらわないといけない。言葉ではなく。それが一つの道かなと思うし、それは税務署がやれることだろうとは思っている。

名青税 銀行等のセキュリティが強いところだと、そもそもパソコンにUSBポートすらない。パソコンはネットワークも繋がっていないような場合があるかもしれない。電帳法だとダウンロードができる状態に置いておくとあるが、そのできる状態というのはどのような状態なのかよくわからない。あまりにセキュリティが強い状態でこれはダウンロードしようがないとか、すごく複雑な方法によれば何とかなるが簡単にはできないなど、その状態がダウンロードでき

日時：令和4年11月2日(水) 15時半～17時

場所：税理士会ビル 3階 会議室

司 会：宮島 富久雄会務検討委員長(名古屋青年税理士連盟)

議事録作成者：安部圭祐総務副部長(名古屋青年税理士連盟)



る状態に当たるのか、そういう細かい部分も多分また問題にはなってくるのかなと思う。また、USBメモリがメインで動くことになるとしたら、そのUSBメモリは使い回すのかというのも気になる。税務署員が調査に行き、自分の会社の前に入った調査のときに挿していると、万が一そこから入ったウイルスが、税務署員も知らないまま次の会社のパソコンに感染するということは往々にしてあるような気がする。調査のために新品を開封するというのであれば、それはまたそれであるかもしれないが、そこにお金をかけるのもどうなのかという問題もあるので、どこに進めていっても納税者が本当に安心して税務署側の例えは記録媒体、外部記録媒体を自分のパソコンに接続できる日は来ないのではないかという気がしている。そのため、先ほど話した国税庁の電子申告のような形で、こちらからデータをそちらに格納するというような形が一番しっくりくる気はするが、その場合、ダウンロードじゃなくてアップロードか。

名青税 現状では、税務調査の後にPCのトラブルがあった場合に、納税者に対して調査のときに挿したUSBが原因ではないと断言できない。例えば、税務署内で厳しいガイドラインによって運用しており、調査時のUSBが原因ではないということを税務署側から説明してほしい。

名青税 今の話はUSBだろうがフロッピーディスクだろうがCD-Rだろうが何でもそうだが問題になるときは多分調査でこじれていて、納税者と税務署が喧嘩腰ではないが、いい状況ではないときにそういうデータのダウンロードでもめるのではないかと。一つはそういう不正アクセス、USBとかにウイルスがあつて会社のパソコンに挿したらそこでウイルスが感染したらどうするのかという問題が一つと、もうひとつは納税者にとってみれば、アプリか何かが、勝手にこそっとパソコンに入れられてデータが簡抜けになるのではないだろうか。基本的には会社のパソコンは全部ネットに繋がっているはずなので、そうすると全ての会社の色々なメールすら全部簡抜けになるのではないだろうか。そういう心配が多分出てくるからこそ、問題になるのではと思う。そのため、要望ではあるがダウンロードではなくてこちらからアップロードできるようなシステムが早くできるといふと思う。最近消費税の還付申告が多い。そうすると税務署からあの資料が欲しいこの資料が欲しいと言われる。それこそe-Taxなりに全部添付して送れたら、こちらは手間が省けるし、アップロードができるというのはICT化を考えるとやはり早々にやるべき課題と思うのでぜひとも日税連もしくは国税局との懇談会等で進めてもらいたいと思う。

2 会務運営における負担について

岐阜青税 会務運営についての負担についての意見交換ということで、答えは出ないことは承知だが、会務を依頼する人に隔たりがあって、その人に何回も何回も振るというところがある。それは仕方ないところもあり仕方がないところもあるのかなと思う。そういうときに、例えば運営の方で見える化など、誰が部長を受けても大丈夫なマニュアル化や平準化がされていると受けやすいと思う。例えば、私は調査研究部を4年間させていただいているが、調査研究部の部長がすごく大変だと思う。そういう部分をうまく平準化できないのか。そうすると例えば、調査研究部の部長を受けられる人がもう少し出てくるのでは感じる。可能かどうかは別にして、アイデアとしては、部長の会務内容の見える化とか、マニュアル化とか、あとは例えば部長を2人にするとか、リモートを使う方法があると思う。移動時間が岐阜だと1時間から1時間半かかるので、名古屋まで行かなくてもできないかと考えている。もちろん、名古屋で部会全体で話した方がいい場合は、出てきた方がいいと思う。コロナ禍の中、リモート開催が増えた。まずは、コロナ禍でリモート開催でのメリット、デメリットについて、意見をお聞きしたい。

名古屋会 総合企画室をやっており、先日女性税理士との懇談会があった。女性税理士の方をメインに今まで役員をやつた方々のご意見を聞きたいということで、そういうメンバーであった。そこでも、お子さんが小さいときに出るのはなかなか大変だとか、女性ならではの理由だけれども、実は男性からも、仕事も家庭もあり皆同じ事情だということで会務のあり方という話になった。そこで出た話をするに、リモートの方がより疲れるという意見が出た。リモートだとずっと見ていないといけない。時間的にはいいが疲れるという話があった。

それからリモートの限界は4人までだと感じる。画面に4等分ぐらいで話し合うのは非常に意義があるが、10人いたらもう会議ではなくて誰かの講演会みたいになって会議の体をなさない。だから今の部で言うと、小委員会をリ



モードでやるのが一番いい。そうすると例えば、部会が毎月あるのではなくて隔月でこの月は小委員会だけでみんなバラバラでやりましょうというやり方が考えられる。今回はみんな集まつた方がいいということなら2ヶ月に1回もしくは3ヶ月に1回でいいかもしれないという解決策もあるのではないか。

あとは、このビルのセキュリティの問題もあるのだが、午後6時からの会議、つまり勤務している先生も午後6時からの会議があればなんとか来られるのではないか。それから土曜日の会議。そういうものもやっていかないと、これからなり手もないし、いなくなってしまうよというような話があった。

それから昔はあったが、持ち出し会議と言って、高山で部会をやつたりした。名古屋会では現在はやらないという方針にしているが、年に2回ぐらいは岐阜の方がいつも遠くから来ているから、名古屋の方から岐阜に行きましょうと。そこで部会をやりましょうというようなこともやっていた。

あとは、アンケートを会報に載せたけれども、そこで意外と多くの意見が、なぜ部員とか会務に携わっていないのですかという問に対して、声をかけてもらったことがないからという回答が非常に多かった。やはり声掛けをして、会務はこういうことをやっているよ、大変だけど結構面白いよというのが必要だと思う。大体みんな、いざやると、大変だけ面白いという反応があるイメージ。だからそういう声掛けをしてなるべくたくさんの人にとってニュアンスでやつたらどうだという意見も出た。

岐阜青税 そういう意見の中で、その実現性はどれくらいあるか。

名古屋会 リモートの小委員会ならすぐできる。それから持ち出し会議は、会長がいいといえばできる。午後6時からについては、ここセキュリティの問題がある。また、4階の事務局員の残業になる。フレックスは局長に頼めばいいかなと。土曜日にやるというのはなかなか難しいかもしれない。それ以外はやる気があればできるのかなと思う。

あとは名古屋会の部会のやり方は日税連の動きによる。日税連から降りてくるので、日税連がそういうペースで物事を言ってくると名古屋会の部長さんたちがそれに合わせてやっていかなくてはならない。そうすると毎月やらないといけない。日税連の体制も見直してもらう必要がある。

実現不可能な話ばかりではないと思うので、皆さんから意見を出してもらうといいと思う。

名古屋会 持ち出し会議の話をすると、WebはWebで2回に1回とか3回に1回ぐらいは使ってもいいけど持ち出し会議やりましょうよ

名古屋税理士会役員

会長 尾崎 秀明
 副会長 平昌彦 菊田 裕之 玉田 真 井上 新 岡部 豊生
 村瀬 三浩 田口 紀子
 専務理事 酒井 正勝 飯島 明伸
 総務部長 大川 雅彰

名古屋青年税理士連盟(名青税)

会長 俵直人
 副会長 木下 晃良 小島 啓嗣 増田 英晃 池田 大志 宮松 邦晴
 部長 大澤 輝高 水野 貴郎
 副部長 安部 圭祐
 委員長 宮島 富久雄 深谷 大輔

とか、そういう声を上げてくればいいのではなかと思う。

もちろん実態に合わせないといけないし先ほど話があったように、会議をこういう形に変えようといったときに我々として一番考えることは、事務局員の負担は絶対させない点。そのことを大前提で我々は考えているので。だから、そこをクリアするいい方法を考えてもらい、こういう方法でやればできるのではないかというようなことを言ってほしい。

名青税 名古屋青税で理事会を開く場合は、事務局員もいないし、会場運営は全部自前でやっている。本会の理事会は事務局員がいなくても問題ないのではないか。

事務局員がいなくてもできるようなシステム、そういう理事会ができるのかというのがまず一つ思った。

もうひとつは、理事会や部会の開催場所を変更していくとも違う場所で開催してはどうかと思う。まず理事会が事務局を使わずにできるのかどうかお聞きしたい。

名古屋会 できればいいのだが、結局誰が動くのかという話になる。おそらく総務がやるということになろうかと思うが、なかなか難しいところではある。

名古屋会 今事務局がいなければやれるのではないかという話だが、あくまでも名古屋税理士会としての理事会なので、当然に事務局を帯同させるということが必要になってくる。それが例えば土日であるのであれば、当然に事務局員の時間外勤務、休日勤務という形にならざるを得ない。そこまでして理事会を開催するのかという問題、そこはしっかりと会務執行規則に基づいた理事会というのをしないといけないので、そこに事務局を挟まなくていいっていう論点にはならない。

名古屋会 会務運営の負担についてだが、事務局の運営というと、会員を助けるレベルの中で動いてもらって、我々はより効率的な会務運営するために事務局が機能する。逆に私として聞きたいのは、皆さんに例えば税理士会の会務を、今後、例えば自分の業務をやりながら続けていく上でどのようにすれば携われるのか聞きたい。

例えば会議を全部Webにしてほしい、税理士会ビルに行きたくないから、その時間が無駄だから、こういうふうにやってくださいとか。例えばこういう会務運営、部会のやり方をやってほしいという話。これだったら私は出ますという、そんな意見が聞きたいのが一点。

もう一つ聞きたいのが、男女共同参画の話をしている中で、青税は今女性の役員はないのか。

名青税 名古屋青税は、今年は副部長と監



事にいる。毎年誰か1人は、ここには来なかつたとしても、部長副部長、監事、委員長、誰かが1人は参加してもらえるようにその時の会長が頑張っている。

岐阜青税 岐阜青税はほぼ全員部員になる。岐阜青税の会員の中で、1名しか女性がない。その1名は自動的に会務をやってもらっているのが現状である。数年前は女性会員1人がすごい勧誘が上手かったので、その人がいたときは5、6人ぐらい女性の会員がいた。その人が、岐阜青税を卒業し、女性会員が1名になったという状態。あと岐阜青税で工夫していることで、男女は同じ立場で会務運営をすることを原則だが、男女同じ立場で会務運営をすることを強要すると、結果、その女性会員は会務に参加できなくなる場合がある。そうならないように、女性会員の実情にあったポジションを考えるべきだと考えている。具体的な方法は思い浮かばないが、岐阜青税はみんなで会務を分担して、会務運営の平準化を心掛けている。10年ぐらいかけて、平準化を推進してきた。具体的には、研修部がボリュームが多くたので、10年前は研修部員2名だったが、今は研修部員は5人にした。あと、広報部も、広報雑誌を毎月発行するが、当初の広報部員は2名だったが、3人ないし4人を部員にして、年間スケジュールで役割分担して、会報2回だけ担当するということをしてきた。岐阜青税はそのような工夫をしてきた。このような工夫の本会バージョンは何かないのか。何かあればさきほどの女性の方もおそらく会務に参加できるし、そういう参加者が増えていけば、ここにいる人たちの負担が減る。そうすると公開研究討論会等の全国開催の会務について楽しく参加することができると思う。もっと会務をやりたくなると思う。個人的な意見としては、会務の平準化が最重要項目と感じる。繰り返しになるが、岐阜青税の会務経験者の意見として、リモートの方がいいという意見が多い。理由としては、岐阜から名古屋へ行くと片道1時間、2時間となる。そうすると午後からの会務が、1日仕事になってしまふ。それが重荷に感じている。

また、会議時間が3時間から2時間、1時間半になる。そのような方法を考えられないか。そうすると、もう少し前向きに会務に参加できる。そうすると会務に誘いやすい。そのように感じる。

名古屋会 女性の登用という点では若い頃からの環境が大きく、責任ある役割を遂行していく環境が整えられれば、我々ぐらいの年齢になったときに、それこそ名古屋会の会長になるという可能性はどんどん影っていく。そういうふうになってほしいと思っている。

名青税 所属税理士として思ったのは、日中に会議をすると業務時間中に行かなければいけないということで、すごく行きにくいと感じた。そのため、6時以降7時以降に会議をしてもらうと、業務時間外だから部員になっても気兼ねないけるので、そのあたりは検討してほしい。事務局の話があったので難しいのかもしれないが、そこは本当に検討してもらいたいというのが一つある。もう一つ女性税理士と意見交換をしたということだが、若くて優秀な税理士が税理士法人にはたくさんいると思っている。そちらへのアプローチは今どうなっているのか。どういう思いでいて、なぜ参加しないのかなど、そういう意見交換会もしてもらいたい。

3 改正税理士法について

(1) 事務所設置基準の見直しについて

名青税 6月の総会質問の際に、来年4月1日から施行される事務所設置規定の通達改正について質問をした。そのときの回答が、今年の秋以降に国税庁と日税連からQ&Aをそれぞれ公表する予定だということだったが、その後の進捗を教えてもらいたい。

名古屋会 その話は今業対でもんでいるところである。日税連の業対としては、およそQ&Aができあがってきており、国税庁もFAQを作るようなので国税庁が作ったものに補完する形で、足らない部分を我々が作っていこうと思っている状況。今、国税庁が少し遅れている。来年の1月中には出てくるという期待をしているけれど、本来であれば4月1日から施行されるので、そんな悠長なことを言っているのではなく、少しあてらせてもらいたい。これから12月16日に日税連の三専務に来てもらい、理事と意見交換会を行う予定。理事は無条件で来られるし、あと業対部なども出られる。1月10日には日税連の石原専務に来てもらい、税理士法の研修会をやってもらう予定になっている。そのあたりの一番大事な事務所設置のところは、会則も変わってくると思うから、もう少し待っていてほしいということまでしか言えない。情報としては

1. 名古屋青年税理士連盟……会長挨拶 倭直人
2. 岐阜青年税理士連盟……会長挨拶 河合 基裕
3. 名古屋税理士会……会長挨拶 尾崎 秀明
4. 自己紹介
5. 質疑

あるが今公開できるものではない。

名青税 そこに付随するところで、事務所設置基準の見直しに関してもう一つ質問したい。使用人等の監督義務が新設されていて、使用人に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などによって適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することもあるが、この監督義務が果たされている判断基準の例示が、ここもわかりづらいというか、曖昧なので、このあたりもこれから先程のところと含めて、もう少し細かい例示が出てくるものと思っているがどうか。

名古屋会 今回の税理士法改正の大きなテーマの軸足というのは、従来の税理士法が今の時代に合っていないのではないか、そこから始まっている。事務所の設置に関しては、今テレワーク等をやっているわけで、事務所を持っていなければいけないというのは実態に合わないよというところから始まっているので、それに合わせた形に基本全部出てくると思う。そこぐらいまでしか言えない。

名青税 名古屋税理士会の税理士がサテライトオフィスを東海税理士会に置く。そのときに税理士会側はタッチせず、届け出は何もしないという話を聞いたがそれはどうなのかと思う。サテライトオフィスが、職員の非税理士行為を加担することになったり、もしくは偽税理士を増加させる懸念もある。FAQで出でなければいけないが、届け出は不要ということであれば、届け出する方向で変えてほしいと思う。

名古屋会 意見は十分承っておく。言えるタイミングがあれば発言はするが、まだ将来未知数であり、わからないところがたくさんある。そのため1度やってみて、改正が必要なところはどんどん変えていくういうふうにしていった方がいいと思う。今回税理士法改正の中で日税連が偽税理士を処分の対象にしようということを最初やろうとしたが、法制局から税理士法というのは税理士を規定する法律であって、税理士ではないものを規定する法律ではないから黙認だと言われた。最初は国税庁も入れた

かったのだが、今回譲歩して税理士の処分を受けるときに登録を抹消した。だからもう処分できない。できるならこれからは処分するようにするというふうに法律が変わった。偽税理士は本当に国税庁もある程度は掴んでいる。掴んでいるけど処分ができないから困っている。その状況だけは知っておいてほしい。そういうことはきちんと対応していくはずである。

(2)ICT化推進に向けての会則変更について

名青税 日税連のホームページの中で改正税理士法の資料の一つに税理士制度の見直しについてというPDF資料を見た。そこで税理士の業務のICT化の推進を通じた納税義務者の利便性向上を図るために日本税理士会連合会会則3条および標準会則3条に税理士法第2条の業務において電磁的方法により行う事務に関し必要な施策を行うことといった規定を追加する旨の記載を見たが、この規定についてお聞きしたい。その内容を確認すると、一つは令和4年4月1日を施行日とするものに税理士、税理士法人は税理士業務付隨業務における電磁的方法の積極的利用等を通じて納税義務者の利便の向上を図るよう努めるものとする旨の規定を新設するとあって、もう一つは令和5年4月1日を施行日とするもので、日本税理士会連合会および各税理士会の会則には税理士業務付隨業務において、電磁的方法により行う事務に関する規定を記載しなければならないこととする。これらの記載に係る会則の変更にあたっては財務大臣の認可を必要とするところがあったのが、我々の業務にどう影響するのか。あと内容が具体的にどういったものかわからなかったので教えてもらいたい。

名古屋会 電子申告の行為自体は別に税理士がやらなくてもいいのではないかという発想がある。税理士が作った書類等を、ただ電磁的な方法で申告する行為は税理士ではなくてもできるという考え方があり、そういう空気もある。そういう空気を払拭するにはその業務を税理士が税理士業務の一部として最先端でもっとやっていかないといけないと思う。

名青税 税理士法2条の3自体は努力義務と聞いており、守らなければいけないものというか守っていきましょうというものだと聞いたが、研修時間の義務化のように会則で義務化されるような形で将来的に影響があることはないか。

名古屋会 まだそこまでは聞いていないが、そもそも入ってきた理由が、今の話がベースになっていて、このデジタル化については規定を入れる必要があり、その表現自体は内閣法制局とやり取りをするなかで、文章が変わってき

ている。それは過去の日税連の議事録を見るとわかると思う。では日税連はどうするのかという仕組み作りを今しているところである。

4 消費税について

名青税 日税連のインボイス制度の導入に向けての意見だが、8割控除を当面の間というのと、3万円未満の領収書についてはインボイスを不要にするという意見書が今年の5月ぐらいに出た。どのような経緯であのよう見になつたのかを教えてもらいたい。

あの頃一部の税理士が反対の意見書を出したとか、あとは新聞でも色々な業界団体がインボイスは反対だという意見を出している中で、日税連が反対はしている一方で、導入に向けてあのような意見を出したというのが、違和感があるというか、日税連というのは、自分たちの全てのトップであって、そうなると自分たちがそれを望んでいたようにも思えて、ただ個人的にはそのような意見ではない。

名古屋会 2年前の10%になったときに、インボイスを含めた制度はある意味既定路線であった。税理士会として反対をしていくという体勢を最終的に貫いていくというのも、それはそれで一つの方法。一方で、反対だけで中小零細企業が救済されているのかという問題が次に出てくる。そうすれば、少なからず救済をされていく方向性というのを見出さなければならない。その中で、80%控除で事業者に対しての救済として当面の間引っ張りたいという話が出てきたのだろうと思う。それがどのような形で法定化されるのかというのは私達はまだ見えていない。ただ、今の形の中から何とかできないかという点では一つの方向性を出したと思っている。

名青税 消費税の税率が先日10%ではもう足りないという話が出ていた。いずれまた消費税率が上がるだろうと考える。その中でやはり税率が上がる度に、インボイス制度の議論は避けて通れないと個人的には思う。全青税は日税連に意見書を出している。日税連の建議書でも1,000万円以下の免税点制度の問題点については訴えているので、そこはもう是非でも言っていかないといけないと思う。来年の10月からインボイス制度がスタートするにあたり、課税事業者はおそらくインボイス制度の登録はしていると思うが、問題は免税事業者への説明だと思う。3万円未満の支払いについてはインボイスは不要という提案がされたことによって、事業者への説明を躊躇してしまっているケースもあるのではと思う。そのため、早くインボイス制度についての見直しが行われて、公表されてほしい。





夏季懇親会

日時：令和4年9月4日(日)

場所：【第1部】イオンモール常滑 シーサイドサーキット
【第2部】魚河岸本舗びち天

令和4年9月4日曜日、名青税夏季懇親会が開催されました。開催されたのはなんと3年ぶり。毎年夏季懇親会を楽しみにしていた方々にとって待ちに待った夏季懇親会となりました。

今回は2部制になっており、第1部は常滑市のイオンモール常滑内にあるシーサイドサーキットにてレンタルカートによるカート大会を行いました。台風が近づいている中の開催でありながら晴天に恵まれ完璧なコースコンディション。どなたの日頃の行い

がよかったです。

それはさておき、まずは総勢34名を3グループに分けた予選タイムアタックを行いました。「くれぐれも安全運転で」とおっしゃっていた僕会長は、その言葉とは裏腹に予選から攻めに攻めた熱い走りを見せてくれました。予選タイムアタック後はタイム順に3グループにわけ決勝レースが行われました。決勝レースになるとスピンあり接触あり抜きつ抜かれつの壮絶なバトルが繰り広げられ、見ているだけでもとても興奮する

レースでした。

第2部では場所を移し、名古屋駅近くの「魚河岸本舗びち天」へ。第1部の表彰式&景品授与も行われ、久しぶりにみんなで集まることができ、ワイワイ楽しい大盛り上がりの懇親会になりました。

東支部 二ノ宮 功大





名古屋青年税理士連盟 ゴルフコンペ開催!

日時：令和4年10月8日(土) 場所：OGC岐阜中央ゴルフパーク



令和4年10月8日(土)、OGC岐阜中央ゴルフパークにて、名古屋青年税理士連盟ゴルフコンペが開催された。天気は快晴。気温も適温で、よいコンディションである。

私は、厚生担当副会長の池田大志会員の車に同乗した。運転しなくて良いという開放感から、ゴルフ場到着後間もなく缶ビールを飲みはじめる。うまい。

ラウンドに先立ち、会長の依直人会員が始球式をした。うまい。ビールが進み、若干ゴルフがどうでもよくなりつつあるなか、ラウンドの順番が回ってきた。同伴競技者は、基本的に支部毎に組まれており、私は、千種支部の小島隼人会員と田中良幸会員と同組になった。

田中会員はあまりゴルフをやらないとのことだったが、9月15日と10月5日に行った練習会の成果か、2番でボギーを取るなど光るプレーを見る。小島会員はかなりの手練れであり、安定してバーを積み重ねる。

2人ともうまい。私も2人に引っ張られながら頑張るが、10番のグリーンで5・6打叩き、+6と決壊。小島会員は「酒を飲んでると繊細さがなくなる」と苦笑い。

それでも、上限なしのダブルベリアというルールのもと、この10番ホールが隠しホールだったため、たくさんハンデがつき、優勝することができた。計算通りである。

ゴルフの後は、ぎふ初寿司芥見分店へ移動してお寿司を頂く。うまい。食事が終了すると解散となり、池田会員の運転する車内にて、疲れとアルコールのおかげで深い眠りについた。

このような楽しいゴルフコンペを企画いただいた、池田厚生担当副会長、各務豊部長をはじめとする部会員のみなさまに改めて感謝を申し上げます。あ～楽しかった。

千種支部 小林智哉

今年度の研修会

名青税 第1回研修会

日 時：令和4年7月27日(水)
19時00分～20時30分

テーマ：「金融機関が見る決算書のポイント」 会 場：ウインクあいち1201会議室及びZOOM

講 師：奏 俊行氏

(しんせい総合税理士法人)

名青税 第2回研修会

日 時：令和4年8月23日(火)
19時00分～20時30分

テーマ：「相続税申告のポイントと税務調査」

講 師：税理士 小宮 美樹氏

会 場：ウインクあいち1201会議室及びZOOM

名青税 第3回研修会

日 時：令和4年9月28日(水)
18時30分～20時00分

テーマ：「パワハラ・セクハラを中心とした労働問題」

講 師：弁護士 森 悠氏

(愛知県弁護士会 若手活動部)

会 場：ウインクあいち1101会議室及びZOOM

名青税 第4回研修会

日 時：令和4年10月24日(月)
18時30分～20時00分

テーマ：「M&A～顧問税理士としての
関わり方【買い手編／売り手編】～」

講 師：中小企業診断士・M&Aシニアエキスパート
小西敏明 氏・末平 新 氏

(NBR合同会社)

会 場：ウインクあいち1101会議室及びZOOM

名青税 第5回研修会

日 時：令和5年1月26日(木)
18時30分～20時00分

テーマ：「これからの税理士の伴走支援」

講 師：長澤純人 氏・浅井洸輝 氏
(グラウベン株式会社)

会 場：ウインクあいち1101会議室及びZOOM

税理士職業セミナー

名城大学 日時：令和4年11月21日(月)

相山女学園大学 令和4年10月7日(金)

名城大学

令和4年11月21日に、名城大学にて伊川教授のご支援を頂き、「税理士職業セミナー」を開催させていただきました。セミナーは、学生に知名度が低い「税理士」という資格に興味をもってもらえるようにと、税理士の仕事の紹介、税理士の日常を語るパネルディスカッション、消費税軽減税率クイズなどを盛り込んだ内容で進めました。

私は、パネルディスカッションのパネラーとして、できるだけ身近に感じてもらえるように、ざっくばらんにお話させていただきました。居眠りしそうな学生さんもいましたが、こちらを向いてちゃんと聞いてくれている学生さんもいて、想いを伝えることは簡単なことではないなと少し感じましたが、その中でも少しでも伝わっているとうれしいです。

セミナーのあと、ひとりの学生が「税理士になりたいのですが…」と声をかけてくれて、勉強の仕方など少しお話しました。このセミナーで税理士に興味をもってくれた学生がいたことに、このセミナーを開催した意味があったと、とても感動しました。

若く可能性をもった学生の未来と、税理士の未来のためにも、これからもこのような活動を続けていけるといいなと思いました。

半田支部 仲川 れいか



相山
女学園大学

10月7日(金)に相山女学園大学で開催された税理士職業セミナーに参加させていただきました。

第1部は長谷川先生の簿記講座で学生さんに混じり、私も真剣に楽しみました(電卓を忘れてしまったので、暗算に苦慮しました(笑))

第2部はパネルディスカッションでした。山根先生、仲川先生、佐久間先生そして司会の小倉先生のお話でした。同じ女性としてのお話等知れて、生徒ではないですが聞き入ってしまいました。

第3部のグループディスカッションでは、私も中野先生と一緒に学生さんとお話させていただきました。

簿記を始めたばかりということで、簿記が将来いかに役に立つかということを熱弁してきました。単位も取得できるということで、日商簿記検定を意欲的に楽しんでいただけたと嬉しいです。また、今日税理士と話したことを通して将来の職業候補の1つに加えてもらえば、興味を抱いていただけていれば幸いです。

貴重な時間をありがとうございました。

中村支部 吉田 佐予



第13回 名古屋青年税法ディベート大会

名古屋青年税理士連盟 × 名城大学



日時：令和4年10月22日(土) 場所：名城大学天白キャンパス

令和4年10月22日(土)に判例等研究委員会の活動として、名城大学との第13回名古屋青年税法ディベート大会が開催されました。

昨年、一昨年は新型コロナウィルスの影響によりZoomによるオンライン開催でしたが、今年度は名城大学天白キャンパスにて現地開催することができました。

今年度は、「多国間に事業拠点を有する内国法人の代表取締役は居住者に当たるか」、「ICカード発行会社が他社のポイントを自社のポイントに交換する場合に受けとった金員が、消費税法の「対価」に該当するか」の2テーマについてディベートを行うとともに、「消費税における軽減税率の廃止の是非」について政策検討会という形式で討論を行いました。ディベート2試合については、両試合とも名古屋青税が勝利を収めることができました。

判例等研究委員会の委員会活動は、名城大学との税法ディベート大会のテーマについて例年7月頃から10月まで検討を行っていきます。今年度の委員会活動は、事務局での現地開催を基本として、現地参加が難しい委員についてはZoomを併用する形式で行いました。やはり、Zoomでのオンライン開催は便利ではあるのですが、実際に現地で集まって議論することで活発な意見交換ができる、テーマとなる判例及び関連する税法についてより深く理解することができると実感しました。

当日のディベート大会では、名城大学の学生と活発な議論を交わすことができました。私たち実務家とはまた違った視点での意見を聞くことで新たな発見もありましたし、また、委員

会活動で検討してきた内容について審査員の先生の指摘をいただけたことで、大変有意義な時間となりました。

判例等研究委員会では、テーマとなる判例について検討を重ね、納税者側、課税庁側のそれぞれの立場での主張を文書化しディベート大会にて実際に討論を行うことで、論

理的思考を身に付けることができるとともに税法についての理解を深めることができます。日々の実務に追われる中で税法判例について深く検討することができる貴重な機会となりますので、ご興味のある方は是非一度ご参加ください。

判例等研究委員長 深谷 大輔



名青税シンポジウム

日時：令和4年11月26日(土)

場所：ウインクあいち

名青税シンポジウムを終えて



令和4年11月26日(土)名青税シンポジウムが開催されました。3年ぶりのリアル開催ということで、楽しみにこの日を迎えました。研究部は「暗号資産譲渡により発生する所得の譲渡所得該当性の検討」と題して発表しました。暗号資産の譲渡は所得税の課税対象で、原則として雑所得に区分されています。つまり、譲渡所得には該当しないということです。

しかし、譲渡所得に該当しないのは暗号資産の支払手段としての側面のみに着目しているからであり、支払手段としての側面のみではなく、支払手段以外の経済価値を持つという側面に着目して、暗号資産の課税の在り方を定めるべきではないかという研究部の考えを部員が対話しながら、内容を紹介していく形式で発表してきました。

部ではなじみの薄い暗号資産への理解に

四苦八苦しました。また、部会が始まる前に暗号資産を取り扱うことは決まっていたものの、暗号資産の何を取り扱うかをはっきりと決め切れておらず、はっきりと決まったのは8月になつてからでした。また、11月上旬に一度決めた発表原稿・資料の大幅な見直しを行い、ほぼ決まったのが発表1週間前と非常にバタバタでした。これらは全て部長である私の対応の遅れによるものですが、部員の皆様の積極的な参加、部会での活発な意見交換により、何とか発表にたどり着くことができました。発表本番は、前々日、当日の午前中のリハーサルには全く見られなかったアドリブの連続で、



雅之税理士を講師に招くなどして、改正税理士法の勉強を進めてきました。

今年のシンポジウムは、例年より早い11月ということもあり、かなり駆け足で発表の用意を行いました。11月は、ほぼ毎週打合せをしていました。私が本番前日にぎっくり腰をするというハプニングに見舞われた以外は特に問題はなく、無事当日を迎えられました。最後までお付き合いいただいた部員の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。特にパワーポイント作成者には、足を向けて寝られないほど感謝しています。

当日は、自己研鑽と親睦が深められた内容



非常に良い発表ができたと感じています。部長としてこのような発表ができたのは研究部の皆さんのお陰です。ありがとうございます。

最後にシンポジウムの運営に携わった方々、シンポジウムに参加していただきました会員の皆様にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

研究部長 後藤 隆一

の濃い1日となりました。早朝からウインクあいちに集合をし、研究部と合同で最後のリハーサルを行いました。研究部のテーマは、「暗号資産譲渡により発生する所得の譲渡所得該当性の検討」でした。はじめて研究部の発表を聞いて、確かにそうだなと思う部分があり大変勉強になりました。金子租税法では、譲渡所得の「資産」について、ビットコイン等の暗号資産も該当する旨の記述があり、今後の動向が非常に気になる問題だなと思いました。

シンポジウム後には、新入会員歓迎会が開催されました。新入会員歓迎会では、久しぶりに多くの会員と親睦が深められたと思います。コロナ禍で新入会員歓迎会は、中止が続いているが、歓迎会ができるとなかった会員が一同に参加され大いに盛り上がりいました。余興に中には、まさか、まさかのマグロの解体ショーがあり、非常に楽しい会となりました。

制度部長 小菅 勲介



新入会員 歓迎会

日時：令和4年11月26日(土)

場所：TKPガーデンシティ
PREMIUM名駅西口

令和4年11月26日、TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口にて3年ぶりに新入会員歓迎会が開催されました。今年度の出席者は76名、うち主役である新入会員は23名の方にご参加いただきました。

今回は久しぶりの新入会員歓迎会ということで、会員の皆様に3年分楽しんでいただくために40kgのマグロの解体ショーからスタートです。解体されたマグロは鉄火丼に姿が変わり、大変おいしくいただきました。

解体ショーで盛り上がった後は名青税の組織紹介を行いました。各人1分間という短い持ち時間でしたが、代表者による得意の話術を駆使したスピーチのおかげで来年度の各行事への参加者は倍増する予定です。

つづいて、本来であれば定期総会で行われる行事ですが、新型コロナウイルスの影響で3年間行えていなかった宮島前会長、山本前々会長、安藤前々々会長への花束贈呈を行いました。僕会長から前会長の皆様へ花束を渡し、名青税への熱い想いを語っていただきました。

恒例の豪華景品をかけたアトラクションは「ふるさと納税クイズ」です。

ふるさと納税の意義から納税額2億円のシェルター、釣り具に関するサービス問題まで全部で8問出題されました。気になる結果は………

千種支部から田中会員、三輪会員が同着優勝でした！ ゴルフコンペに続き今年度は千種支部に圧倒された1年となりました。

昨今の情勢を考えると大人数を集めて開催することが難しく、例年とは違った形で各行事の運営を行ってまいりました。最後になりましたが、ご参加いただいた皆様、ご協力いただいた支部長及び厚生部の皆様、おかげさまで予定していたすべての行事を無事に開催することができました。

心より感謝申し上げます。

厚生部長 各務 豊

愛知県弁護士会若手活動部との交流についてご紹介します。

愛知県弁護士会若手活動部は、愛知県弁護士会が設置・運営し、登録10年目までの弁護士の方々で構成されている団体です。「若活」と略すそうです。意見交換会や法律セミナーを通じて、様々な団体と交流されています。

今年度は研修会とゴルフコンペを開催し、若活さんと交流を深めました。

2022年9月28日(水)、若活さん所属の森 悠先生を講師にお招きして、「パワハラ・セクハラを中心とした労働問題」のテーマで研修をしていただきました。近年複雑化する各種のハラスメントを中心に、労働者に関して悩みの尽きない諸問題について解説していただきました。若活さん所属の弁護士の方々にも多くご参加いただき、研修後の質疑応答と懇親会は大いに盛り上がりました。両会の交流が深まる良い研修会となりました。

10月23日(日)、秋晴れの絶好のゴルフ日和の中、名古屋ヒルズゴルフ倶楽部ローズコースにて、若活さん8名、名青税8名の計16名で合同ゴルフコンペを開催しました。ラウンド中はゴルフの話題で盛り上がっただけでなく、ゴルフプレー中のトラブルやSNSならではの訴訟など、普段聞けないようなお話をすることができます。こちらも交流が深まる有意義なゴルフコンペとなりました。

次年度以降も若活さんとの交流が続くことを願っています。皆様のご参加、お待ちしています。

(総務担当副会長 木下晃良)



定時総会

令和5年5月13日(土)、ウインクあいち 大会議室1001にて開催

※オンライン(Zoom)によるハイブリッド形式でも開催

編 集 後 記

昨年夏の広報誌の編集後記を担当させていただいた際に、「新型コロナウィルスの勢いも収束の兆しが見えてきました」と拙稿にて述べました。確かに日々の緊張感はやや薄れてきたように感じますが、結局のところ令和5年に突入してもなおウイルスは猛威をふるい続けています。

今はやウィズコロナへの生活スタイルの転換を余儀なくされる中、令和4年10月には栄山女学園大学にて、11月には名城大学にて無事に対面形式で税理士職業セミナーは開催され、オンラインではなく参加者全員が同一の空間に集まってイベントを行う事ができる有難さを再認識

しました。

この1年間、ブログ・広報誌の原稿の執筆等、皆様に多大なるご協力を頂いた結果、どうにか当初の予定通りに行事を進めることができ、我々組織・広報部に残された仕事は、本誌の滞りない発行と、打ち上げのみとなりました。最後の最後で、打ち上げ中止となる可能性もまだゼロではありませんが…おかげさまでとても充実した1年となりました。本当に有難うございました。

組織・広報 副部長 川口 大輔